

米軍嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練強行に対する意見書

報道によると、米軍は沖縄県や基地周辺自治体が繰り返し訓練の中止を要請してきたにもかかわらず、本年7月29日に延べ40人がパラシュート降下訓練を強行した。同訓練に対しては沖縄県議会でも去る7月13日に抗議決議及び意見書が全会一致で決議された。

米軍は、令和5年12月以降、伊江島補助飛行場滑走路の不具合を理由に嘉手納基地で「例外的措置」として訓練を行ってきた。同飛行場滑走路の修復工事は昨年12月に完了し、既に運用が再開されている。それにもかかわらず、嘉手納基地でパラシュート降下訓練を実施しなければならない具体的な理由は示されておらず、例外的な場合の基準・判断が曖昧のまま、なし崩し的に米軍の一方的な解釈で訓練が強行されたことは看過できるものではない。

同訓練は、住宅が密集する基地周辺での危険性を指摘し、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において、伊江島補助飛行場での実施が合意されている。しかしながら、合意後も例外を盾に嘉手納基地での訓練がこれまでに39回も繰り返されており、到底容認できるものではない。

平成18年の米軍再編ロードマップで合意された同基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の訓練強行は断じて許されない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年8月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣	外務省特命全権大使（沖縄担当）	沖縄防衛局長		